

三春町国土強靱化 地域計画

2020.9

— つよくしなやかな
まちづくりをめざして



目次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 基本方針	3

第3章 地域の特徴

1 地域特性と災害の記録	4
(1) 位置及び面積	4
(2) 自然的特性	4
(3) 地勢	4
2 被害の想定となる過去の主な大規模自然災害	4
(1) 豪雨・暴風雨等（洪水・土砂災害）	4
(2) 地震（東日本大震災）	5

第4章 脆弱性評価・施策プログラム（強靱化のための課題整理と施策）

1 脆弱性評価	7
(1) 脆弱性評価の考え方	7
(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
2 強靱化のための施策プログラム	9
(1) 施策プログラムの考え方	9
(2) 施策プログラムの推進	9
(3) SDGs（Sustainable Development Goals）との協調	11
3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	12

第5章 計画の推進管理

1 計画推進にあたっての留意事項	62
(1) 町民や企業との連携	62
(2) 地域間の連携	62
2 計画の進行管理	62

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。



また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。



こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強

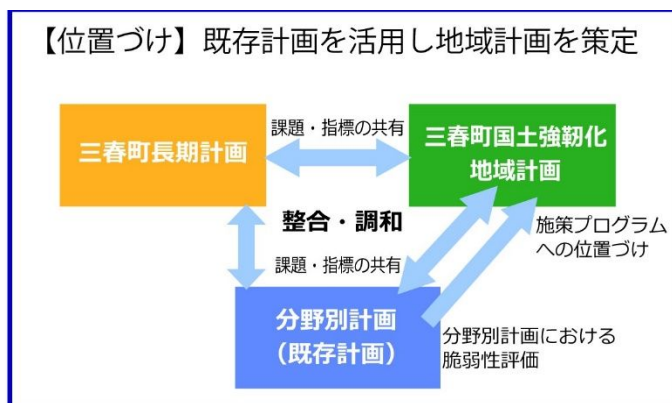
くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県では平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」が策定されている。

三春町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「三春町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

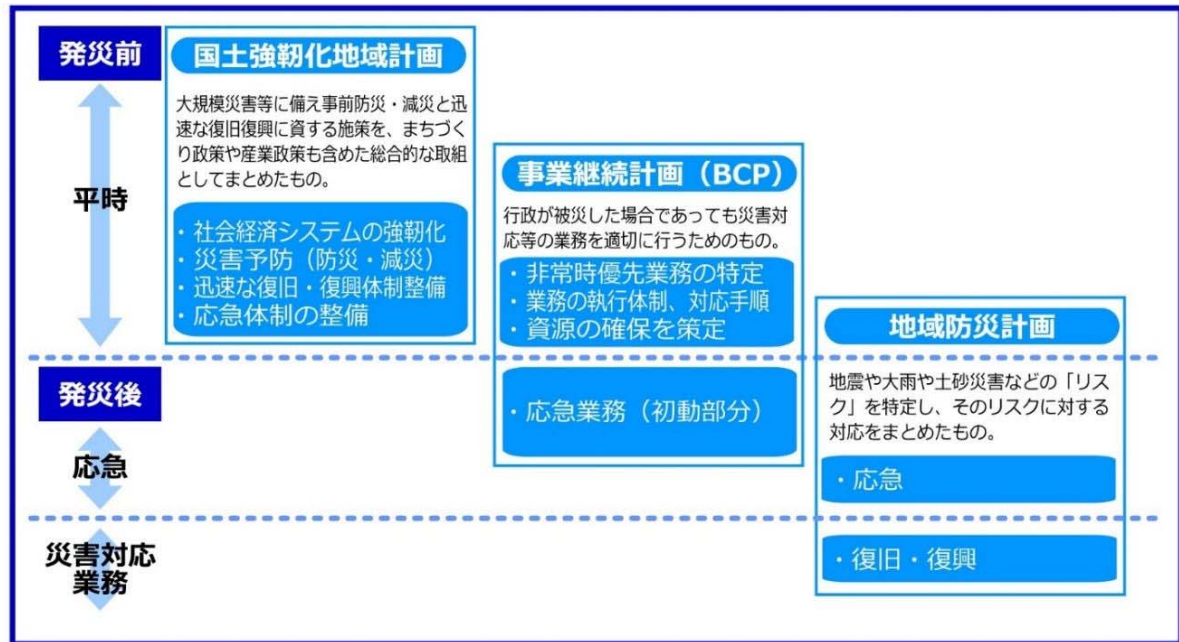
2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「三春町長期計画」や「三春町地域防災計画」をはじめとする既存の「分野別計画」との整合性や調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において、それぞれの計画に位置づけられている事業を推進していくものである。

また、災害発生前後における本計画、業務継続計画及び地域防災計画の位置づけは次のとおりである。



【発災前後における計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度から令和6年度までの概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、国土強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これからの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 基本方針

(1) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 自助^{※1}・共助^{※2}・公助^{※3}を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

※1 自助：自分で自分を助けること

※2 共助：家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと

※3 公助：行政による救助・支援

(2) 効率的な施策の組み合わせ

- ① 人口減少等に起因する需要の変化を踏まえ、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

第3章 地域の特徴

1 地域特性と災害の記録

(1) 位置及び面積

福島県のほぼ中央、東経 140 度 29 分・北緯 37 度 26 分に位置し、東は田村市、南西は郡山市、北は二本松市及び本宮市に接している。

面積は、東西に 12.5km、南北に 15.7km で、総面積は 72.76k m²である。



(2) 自然的特性

気候は、内陸性で冬の降雪は比較的少なく、夏もあまり暑くないため、過ごしやすい。

(3) 地勢

阿武隈山系の西裾に位置し、町のほとんどが標高 300～500mの丘陵地で、緩やかな山並みが続き、各地区の農用地、集落地等は起伏する丘陵によって分断されている。

河川は、町の最北部を流れる移川、南部を貫流する大滝根川があり、これに注ぐ溪流が多い。さらに、八島川、桜川が町の中央部を流れ、その下流は阿武隈川に注いでいる。

また、国土交通省直轄の高さ 65mの重力式コンクリートダム「三春ダム」が大滝根川下流の大字西方地内にあり、ダム湖（さくら湖）は湛水面積 2.97 k m²、総貯水量 4,280 万 m³である。

2 被害の想定となる過去の主な大規模自然災害

(1) 豪雨・暴風雨等（洪水・土砂災害）

災害発生日月	災害の種類	降雨量 (mm)		被害状況	
		総雨量	最大時間雨量	人的被害	建物被害
S56. 8.22～23	台風 15 号	139.0	不明		床上浸水 1 棟 床下浸水 15 棟
S57. 9.11～12	台風 18 号	135.0	50.5 (12日 19～20時)	死者 1 名 重傷 5 名	全壊 1 棟 半壊 2 棟 床上浸水 40 棟 床下浸水 208 棟
S61. 8. 4～5	台風 10 号	220.0	30.0 (5日 2～3時)	軽傷 2 名	一部破損 28 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 131 棟
S63. 9.12	寒冷前線	95.0	35.5 (時間不明)		床上浸水 4 棟 床下浸水 19 棟

災害発生日月日	災害の種類	降雨量 (mm)		被害状況	
		総雨量	最大時間雨量	人的被害	建物被害
H元. 8.27	台風 17号	80.0	41.0 (27日 18~19時)		床上浸水 2 棟 床下浸水 9 棟
H3.10.9~13	台風 21号	196.0	12.0 (13日 11~12時)		一部損壊 2 棟
H5. 9.10	局地的集中豪雨	40.5	31.0 (10日 15~16時)		床上浸水 8 棟 床下浸水 109 棟
H10. 7.29	"	68.0	55.0 (29日 21~22時)		床上浸水 19 棟 床下浸水 79 棟
H10. 8.27~9.1	"	361.0	23.0 (27日 15~16時)		避難 37 世帯 個人住宅被害 340 道路等被害 176 農地・施設被害 61 ほか
H11. 7.21	"	48.0	41.0 (8:30~9:30)		床上浸水 1 棟 床下浸水 24 棟
H11. 8.12	"	30.5	28.0 (12日 12~13時)		床下浸水 6 棟
H12. 8. 5	"	101.0	74.0 (5日 14:20~15:20)		床上浸水 2 棟 床下浸水 21 棟
R元.10.12	台風 19号	255.0	31.0 (23時)		半壊 3 棟 一部損壊 10 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 1 棟

(2) 地震 (東日本大震災)

① 地震概要

- ア 地震発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 46 分
イ 震 源 宮城県三陸沖 (深さ約 2.4 km)
ウ 地震の規模 マグニチュード 9.0 (国内では観測史上最大の地震)
エ 町内の震度 震度 5 強

② 被害状況

- ア 人的被害
死者: 1 名 負傷者: 2 名 (ともに軽傷)
イ 住家被害
全壊: 30 棟 半壊: 174 棟 一部損壊: 1,182 棟

③ 道路等被害

- ア 道 路 239か所
- イ 公 園 14か所
- ウ 公営住宅 163戸
- エ 農業施設（農道・水路） 40か所



（崩落した町道西方後作線の区間）

④ ライフライン被害

ア 上水道

町内5か所（下舞木虫内、上舞木大谷ツ、過足紙漉、込木、沼之倉）の本管が漏水し、約1,000世帯が断水した。

※ 下水道の被害は特になし。

イ 電気

町内全域で停電は発生していない。

ウ 公共交通機関

町営バスは災害から1週間後に運行を再開。JR 磐越東線は、災害から18日後に郡山駅から船引駅までの区間で運転を再開。東北新幹線は2日後に東京駅から那須塩原駅までの区間が復旧し、1週間後には、那須塩原駅から郡山駅までの区間で連絡バスが運行した。

⑤ 公共施設等の被害

ア 学校等施設

小学校4校、中学校4校、
幼稚園1園、保育所2所



（天井が落下した町立沢石中学校体育館）

⑥ 避難所・その他

ア 町民避難者

震災発生時、4か所の避難所（三春交流館、福社会館、岩江センター、下舞木集会所）へ144名が避難。発生から3日後には、避難者は全員帰宅したため、町民対象の避難所は閉鎖した。

イ ガソリン等

ガソリン不足が深刻化し、町内のガソリンスタンドには長い列ができた。灯油も不足したがガソリンほど手に入らない状態が続くことはなかった。また、食糧も入手しにくくなり、スーパー等の開店時間に合わせて並ぶ光景が日常化した。

ウ そ の 他

原発事故の影響による町外への避難。

第4章 脆弱性評価・施策プログラム（強靱化のための課題整理と施策）

1 脆弱性評価

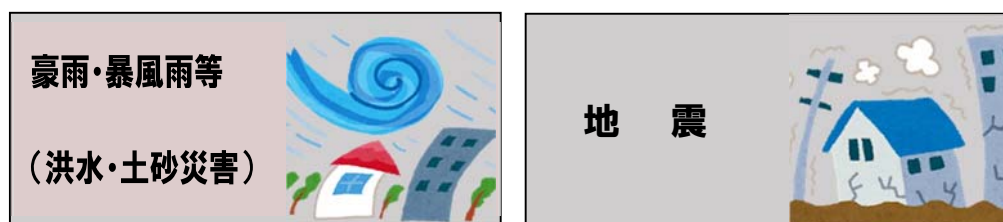
（1）脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、基本計画や福島県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえて施策プログラムを実施することが示されている。

本計画においても、地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、基本計画や福島県国土強靱化地域計画を参考に「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を想定し、それらを回避するために必要な施策の取組みの状況や課題を「脆弱性評価」として整理する。

【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

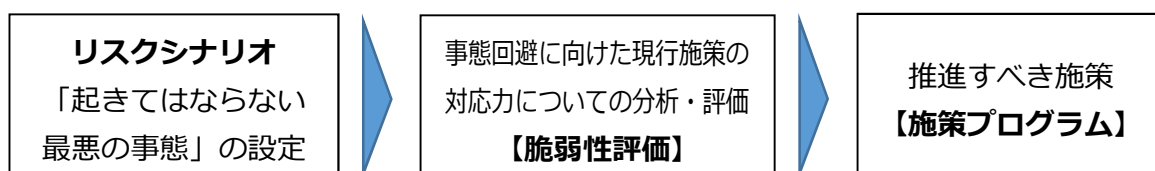
「福島県国土強靱化地域計画」においては、今後、福島県に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施している。本計画においては「第3章 地域の特性 2 被害の想定となる過去の主な大規模自然災害」で記述した過去に本町で発生した自然災害を今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定する。



（2）リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「福島県国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオを基本として、海に面していない本町の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害を除外し、8つのカテゴリーと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【脆弱性評価から施策プログラム設定の流れ】



【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー【8】		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」【20】	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-3	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	情報通信機能の確保	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動の機能維持	5-1	物流機能等の大幅な低下
6	ライフラインの確保	6-1	エネルギー供給の停止
		6-2	食料の安定供給の停滞
		6-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
7	二次災害の抑制	7-1	ため池の機能不全等による二次災害の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	迅速な復旧・復興等	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		8-3	貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失

2 強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」及び情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせたものを施策プログラムとする。

(2) 施策プログラムの推進

施策プログラムは、三春町長期計画及び各事業ごとの分野別計画との整合性を図りながら推進するため、施策プログラムごとの指標については、それぞれの計画において、すでに設定している指標を成果指標として位置づける。

また、本計画の実効性を確保するため、「三春町長期計画」や各事業の分野別計画との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点的に推進すべき事項を「強靱化のための施策プログラム」として設定し推進するものとする。

【強靱化のための施策プログラム】

強靱化のための施策プログラム	
1 人命の保護	
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化
	(1-1-2) 建築物等の老朽化対策
	(1-1-3) 避難場所等の指定・整備
	(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備
	(1-1-5) 宅地の耐震化（大規模盛土造成地等の対策）
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
	(1-2-1) 浸水ハザードマップの作成
	(1-2-2) 河川改修等の治水対策
1-3	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
	(1-3-1) 関係機関の情報共有化
	(1-3-2) 住民等への情報伝達体制の強化
	(1-3-3) 通信施設等の防災対策
	(1-3-4) 観光客に対する情報伝達体制の強化
	(1-3-5) 高齢者等の要配慮者対策
	(1-3-6) 地域防災活動、防災教育の推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備
	(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化
	(2-2-2) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

強靱化のための施策プログラム	
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化
	(2-3-2) 災害時における福祉的支援
	(2-3-3) 防疫対策
3 行政機能の確保	
3-1 行政機能の大幅な低下	(3-1-1) 災害対策本部機能等の強化
	(3-1-2) 行政の業務継続体制の整備
	(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備
4 情報通信機能の確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(4-1-1) 防災拠点施設の機能確保
	(4-1-2) 情報システムの業務継続体制の強化
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(4-2-1) 住民等への情報伝達体制の強化
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	(4-3-1) 情報収集の手段や避難体制の強化
5 経済活動の機能維持	
5-1 物流機能等の大幅な低下	(5-1-1) 流通拠点の機能強化
6 ライフラインの確保	
6-1 エネルギー供給の停止	(6-1-1) 再生可能エネルギー等の導入拡大
	(6-1-2) 電力基盤の整備
	(6-1-3) 石油燃料等供給の確保
6-2 食料の安定供給の停滞	(6-2-1) 食料生産基盤の整備
	(6-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大
	(6-2-3) 農産物の産地備蓄の推進
6-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	(6-3-1) 水道施設等の防災対策
	(6-3-2) 下水道施設等の防災対策
6-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	(6-4-1) 交通ネットワークの整備
	(6-4-2) 道路施設の防災対策等

強靱化のための施策プログラム	
7	二次災害の抑制
7-1	ため池の機能不全等による二次災害の発生
(7-1-1)	ため池の防災対策
7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(7-2-1)	森林の整備・保全
(7-2-2)	農地・農業水利施設等の保全管理
8	迅速な復旧・復興等
8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
(8-1-1)	災害廃棄物の処理体制の整備
8-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
(8-2-1)	災害対応に不可欠な建設業との連携
(8-2-2)	行政職員等の活用促進
8-3	貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失
(8-3-1)	歴史・文化・伝統の保存

(3) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) との協調

本計画の施策プログラムの実施にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標であるSDGsとも協調し、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むものとする。



3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化【脆弱性評価】

(1) 民間住宅・建築物等の耐震化（現状分析）

- 住宅の耐震化率は81.6%である。（H25）
※多数の者が利用する建築物の耐震化率は84.3%である。（H30）
- 木造住宅等の耐震診断、耐震改修に対する助成制度などによる耐震化を推進している。
- 町内にある事業所の建物について、耐震化及び耐火構造であるかの確認や適正管理の推進を検討する。

【今後の検討課題】

- ◎ 引き続き建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため耐震化に係る取組みを促進する必要がある。
- ◎ 大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策の検討が必要である。
- ◎ 町内事業所の耐震化・耐火構造であるかの確認や薬品庫、設備の点検等を行い対策を検討していく必要がある。

(2) 公共建築物等の耐震化（現状分析）

- 小中学校の耐震化は完了している。（H25）
- 幼稚園・保育所は新耐震化基準に適合している。
- 防災拠点となる公共施設の耐震化率は66.7%である。
- 三春病院・保健センターは新耐震基準に適合している。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災拠点となる公共施設の耐震化が必要である。
- ◎ 郷土資料や文化財の倒壊による人的被害や文化的資産の喪失を防ぐための展示方法の点検などの対策が必要である。

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化【施策プログラム】

（1）民間住宅・建築物等の耐震化

- 福島県や関係団体との連携を一層強化しつつ、「耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化を促進する。
- 地震発生時における避難路の確保及び歩行者の安全確保のためブロック塀等の耐震化を促進する。
- 地震発生時に町内の建築物に被害が生じ、大規模な火災や爆発等に繋がらないために、施設に付随する工作物や非構造材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。

推進計画・KPI	住宅・建築物安全ストック形成事業
----------	------------------

（2）公共建築物等の耐震化

- 災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進する。
- 施設に付随する工作物や非構造材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。
- 文化財等の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。

推進計画・KPI	三春町耐震改修促進計画、三春町地域防災計画
----------	-----------------------

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-2】建築物等の老朽化対策【脆弱性評価】

(1) 民間建築物等の老朽化対策（現状分析）

- 空家の適正管理を推進している。
- 所有者等への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発を行っている。
- 事業所等の工場設備に関して老朽化に事前対応を進めているか、適正管理をするための推進を検討する。

【今後の検討課題】

- ◎ 空家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
- ◎ 事業者に対し、工場設備の適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。

(2) 公共建築物の老朽化対策（現状分析）

- 「公共施設等総合管理計画」による施設の更新と各施設の個別施設計画に基づく適切な維持管理を実施している。
- 町内10ヶ所の都市公園のうち7ヶ所が一時避難場所に指定されるなど、防災機能を備えていることから、適切な維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 公共施設の総量や適正配置に向けた具体的な再編を推進する必要がある。
- ◎ 公共施設の劣化、損傷等については、定期的なメンテナンスにより安全性を保つ必要がある。

(3) 学校施設個別修繕計画（現状分析）

- 各学校施設の個別修繕計画に基づき適切な維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 広域的な避難所開設となった場合に、老朽化のため要援護者の使用が困難になるおそれがあることから、修繕が必要である。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策【施策プログラム】

（1）民間建築物等の老朽化対策

- 空家等に関する管理意識の醸成により、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用を促進する。
- 工場の老朽化を確認し、管理意識を持ち適切な管理を行うよう促す。

推進計画・KPI	三春町長期計画、防犯対策事業、三春町空家等対策計画
----------	---------------------------

（2）公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえて施設ごとに定める個別施設計画に基づき施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を推進する。

推進計画・KPI	公共施設等総合管理計画
----------	-------------

（3）学校施設個別修繕計画

- 学校施設の維持管理及び避難所としての機能できる体制を整備する。
- 災害時に学校施設が避難所になることから、要援護者の対応としてトイレを和式から洋式へ改修し整備する。

推進計画・KPI	学校施設個別修繕計画、教育計画（仮）
----------	--------------------

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-3】避難場所等の指定・整備【脆弱性評価】

(1) 避難場所及び避難所の指定・整備（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づき緊急避難場所や避難所を指定している。
 - ・ 指定避難所：23箇所
 - ・ 避難場所：22箇所
- ハザードマップ（H30年度全戸配布）やホームページ、R2年度に全戸配布した避難と行動の準備マニュアル【概要版】により避難所等を周知している。
- 避難広場の適正な維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 浸水想定区域や状況の変化に対応した避難所等の見直しや整備を行う必要がある。
- ◎ 避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- ◎ 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制を見直す必要がある。

(2) 福祉避難所の指定等（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定している。
 - ・ 福祉避難所：1箇所（R2年6月現在）
- 三春町商工会と避難所等の確保も含めた災害連携協定を締結している。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備【脆弱性評価】

(1) 緊急輸送道路等の整備（現状分析）

- 関係機関と連携し国道288号線の定期的な安全性の確認を随時実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
- ◎ 緊急輸送道路の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

(2) 緊急輸送道路等の無電柱化（現状分析）

- 役場庁舎周辺の道路については、街路事業により無電柱化の整備は済んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 緊急輸送道路における電柱の倒壊による交通の遮断を防止する必要がある。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備【施策プログラム】

（1）避難場所及び避難所の指定・整備

- 町民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定・随時の見直しや整備を推進する。
- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の見直しを進める。
- 浸水が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。
- 避難広場及び災害時の避難所である隣接運動公園施設の周知や整備等を行う。
- 避難所となる指定避難所施設のトイレを計画的に多目的トイレに改修を行える体制を整備する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

（2）福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手手段などの体制を整備する。
- 福祉避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 町内の就労支援施設等の避難計画（場所）を推進し情報共有を図る。
- 町内の宿泊施設や旅館等と連携し、高齢者や乳幼児等の福祉避難所の確保を図る。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備【施策プログラム】

（1）緊急輸送道路等の整備

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。

（2）緊急輸送道路等の無電柱化

- 関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路における無電柱化の取組みを推進する。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-5】 宅地の耐震化(大規模盛土造成地等の対策) 【脆弱性評価】

(1) 大規模盛土造成地等の対策 (現状分析)

- 滑動崩落や盛土地や埋立地が液状化を起こし多くの住宅被害が発生するおそれがある。

【今後の検討課題】

- ◎ 大地震時に災害発生のおそれが大きい大規模盛土造成地等の箇所や変動・被災状況を把握する必要がある。

【1-1-5】 宅地の耐震化(大規模盛土造成地等の対策)【施策プログラム】

(1) 大規模盛土造成地等の対策

- 大規模盛土造成地マップを作成する。
- 液状化マップを作成する。
- 大規模盛土造成地マップの安全性の確認(変動予測調査)
- 危険性が高いと判断された箇所について、住民の合意形成のもとに対策工事を実施し、宅地の耐震化を推進する。

推進計画・KPI 宅地耐震化推進事業

1 人命の保護

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な浸水

【1-2-1】浸水ハザードマップの作成【脆弱性評価】

(1) 浸水ハザードマップの作成（現状分析）

- 桜川上流工区の河川改修がH28年に終了したが、改修後の浸水区域によるハザードマップの見直しがされていない。

【今後の検討課題】

- ◎ 浸水ハザードマップを見直し、町民への周知徹底を図る必要がある。

【1-2-2】河川改修等の治水対策【脆弱性評価】

(1) 河川改修等の治水対策（現状分析）

- 河川の計画的な草刈の実施や修繕を実施している。
- 降雨時の浸水被害防止の対策を講じている。

【今後の検討課題】

- ◎ 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。



【1-2-1】浸水ハザードマップの作成【施策プログラム】

（1）浸水ハザードマップの作成

- 県の浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、町民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、防災対策事業

【1-2-2】河川改修等の治水対策【施策プログラム】

（1）河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。

推進計画・KPI 防災対策事業

1 人命の保護

1-3 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-3-1】関係機関の情報共有化【脆弱性評価】

(1) 災害時における情報連絡体制の確保（現状分析）

- 防災行政無線（移動系）などの通信機器を整備している。

機器名	数量
防災行政無線（戸別受信機）	5,600台

【今後の検討課題】

- ◎ 防災行政無線の適正な管理が必要である。
- ◎ 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。

(2) 防災情報共有システムの運用（現状分析）

- 防災情報共有システムを導入している。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）、福島県総合行政情報ネットワーク、福島県防災情報共有システムを運用している。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

(3) 防災分野におけるICTの活用（現状分析）

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートを二重化している。

【今後の検討課題】

- ◎ 情報共有の迅速化・効率化が必要である。

【1-3-2】住民等への情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

(1) 地域コミュニティの活性化（現状分析）

- 各地区には、地域活性化を目的とした「まちづくり協会」が設置されており、コミュニティの充実が図られている。

(2) 住民等への情報伝達体制の強化（現状分析）

- 避難勧告等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成している。
- 各種情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機）、町のホームページ、エリアメール、防災メール、SNS、NHKのデータ放送を活用している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

【1-3-1】関係機関の情報共有化【施策プログラム】

（1）災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 災害現場や避難所、関係機関との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。

推進計画・KPI	防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備）
----------	-----------------------

（2）防災情報共有システムの運用

- 災害対策本部において、防災情報共有システムの効果的な運用を検討する。

（3）防災分野におけるICTの活用

- 災害対策本部や関係機関における情報共有の迅速化・効率化による的確な被害情報等の把握に向けた取組を推進する。
- デジタルサイネージを活用した防災情報の発信を活用する。
- 防災対策としてドローンの活用を検討する。
- LINE等を活用した新たな情報手段を検討する。

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

【1-3-2】住民等への情報伝達体制の強化【施策プログラム】

（1）地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取組みを強化する。

（2）住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や分かりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

1 人命の保護

1-3 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-3-3】 通信施設等の防災対策【脆弱性評価】

(1) 通信施設等の防災対策（現状分析）

- 庁舎、町立三春病院などの主要施設における情報通信網の二重化を行っている。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線による二重化を行っている。
- 学校施設の体育館には、災害時に避難した方が使用できる非常用として通信環境を備えている。

【今後の検討課題】

- ◎ 施設利用者に対して情報を発信するため、施設内のWi-Fiの整備について検討する必要がある。
- ◎ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組が必要である。

【1-3-4】 観光客に対する情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

(1) 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化（現状分析）

- 観光スポットには外国人も利用できる公衆用無線LANの環境を整備している。

【今後の検討課題】

- ◎ 情報発信と合わせて、ISO規格のピクトグラムによる表示を行うなど、外国人観光客に対する対応が必要である。

【1-3-5】 高齢者等の要配慮者対策【脆弱性評価】

(1) 避難行動要支援者対策（現状分析）

- 岩江地区をはじめ町内6地区において避難行動要支援者の個別避難計画を策定している。
（八幡町・荒町・北町・新町・八島台・岩江）

【今後の検討課題】

- ◎ 地域、社会福祉協議会の連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【1-3-3】通信施設等の防災対策【施策プログラム】

（1）通信施設等の防災対策

- 通信インフラの計画的な更新や二重化により通信環境を確保するとともに、耐震データセンターによるバックアップ体制の整備など、行政情報の保全に関する取組を推進する。
- 学校施設の体育館が避難所として機能を果たせるよう、通信環境をさらに強化する。

推進計画・KPI	庁舎建設事業（行政情報の保全）
	高度情報通信基盤整備事業（通信環境の確保）

【1-3-4】観光客に対する情報伝達体制の強化【施策プログラム】

（1）外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- 観光施設等におけるISO規格ピクトグラムによる避難誘導サインの設置や公衆用無線LANの拡充、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。

推進計画・KPI	防災対策事業（災害情報の多言語化）
	公共施設整備事業（避難誘導サイン設置、無線LAN拡充）

【1-3-5】高齢者等の要配慮者対策【施策プログラム】

（1）避難行動要支援者対策

- 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域、社会福祉協議会との連携による支援体制を整備する。

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

1 人命の保護

1-3 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-3-6】地域防災活動、防災教育の推進【脆弱性評価】

(1) 地域防災活動の推進（現状分析）

- 自主防災組織は、行政区単位ごとに47の自主防災会が組織されている。
- 各自主防災会ごとに避難訓練等が実施されている。
- 防災士・防災リーダーの養成を行い、地域の防災活動へ参加できる体制を整備する。

【今後の検討課題】

- ◎ 地域における「共助」の取組みの重要性に関する継続した意識の啓発が必要である。
- ◎ 地域ごとの実情を踏まえた行動計画（地区防災計画）を策定していく必要がある。
- ◎ 防災士・防災リーダーの養成を行う必要がある。

(2) 消防団の活動体制の強化（現状分析）

- 消防団員数は、定数500人に対し、団員が445名である。
- 消防施設のうち、防火水槽は242基、消火栓は289基であり、消防力の基準に基づく充足率は91.6%となっている。
- 消防車両及び小型ポンプは年1回の性能検査を実施し経過年数に応じ更新を行っている。
- 消防団によるポンプ中継訓練や防災訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 地域における防災体制を強化するため、消防団員の確保と継続した実践的な訓練が必要である。
- ◎ 防火水槽及び消防車両や小型ポンプは、老朽化による計画的な修繕管理や機器が必要である。

(3) 防災教育の推進（現状分析）

- 関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、危険箇所の点検や防災に関する事業を実施している。
- 学校における定期的な避難訓練を年2回以上実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。



【1-3-6】地域防災活動、防災教育の推進【施策プログラム】

(1) 地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- 住民等の自主的な防災活動の指針となる「地区防災計画」の策定に関する普及啓発により、地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画の策定を促進する。

推進計画・KPI	防災対策事業（地域における防災活動への支援）
----------	------------------------

(2) 消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。
- 郡山広域消防や自主防災会組織と連携した消火活動・救助活動の強化に努める。
- 町内の事業所と連携し、消防団が活動しやすい環境を推進する。

推進計画・KPI	消防団事業（消防団員の確保）
----------	----------------

(3) 防災教育の推進

- 通学路等の危険箇所マップを作成し、注意喚起により事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取組みを推進する。
- 避難所開設訓練等を職員、区長会、地域の自主防災会、まちづくり協会、教職員等へ行い災害が起きる前に、体制を強化する。

推進計画・KPI	防災対策事業（地域における防災活動への支援）
----------	------------------------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備【脆弱性評価】

(1) 物資供給等に係る連携体制の整備（現状分析）

- 近隣市町村、姉妹都市、民間企業・団体等との防災に関する各種協定を締結している。
 - ・ 災害相互応援協定（郡山地方広域消防組合構成市町）
 - ・ 災害相互応援に関する協定書（岩手県一関市）
 - ・ 災害時における相互応援に関する実施要項（磐越自動車道沿線都市交流会議）
 - ・ 災害時における相互応援協定書（いわき市、田村市、田村郡）
 - ・ 災害時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する覚書（三春町内郵便局）
 - ・ 災害時における生活必需物資の供給等に関する協定書（福島県石油業協同組合田村支部）
 - ・ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン郡山営業所）
 - ・ 災害時におけるLPガス等の供給等に関する協定書（福島県LPガス協会郡山支部三春方部会）
 - ・ 災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社福島主管支店）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県愛西市）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県尾張旭市）
 - ・ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（三春電設協議会）
 - ・ こおりやま広域連携中枢都市圏に関する協定書（こおりやま広域連携中枢都市圏）
 - ・ 災害連携に関する協定書（三春町商工会）

【今後の検討課題】

- 各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
- 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

(2) 遠方の自治体との災害時応援協定の締結（現状分析）

- 広範囲にわたる甚大な被害の発生により近隣自治体の応援が受けられない事態を想定し、遠方の自治体との災害時応援協定を締結している。
 - ・ 災害相互応援に関する協定書（岩手県一関市）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県愛西市）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県尾張旭市）

【今後の検討課題】

- 広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の整備に関する検討が必要である。

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進【脆弱性評価】

(1) 非常用物資の備蓄推進（現状分析）

- 防寒対策等として、毛布640枚をはじめとする寝具を備蓄している。
- 保存食として、200人分の1泊2日分の食料を備蓄している。
- 感染症対策のマスク・手指の消毒・衛生用品などを備蓄している。

【今後の検討課題】

- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。



【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備【施策プログラム】

(1) 物資供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、各種団体との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。
- 物資提供だけでなく、こおりやま広域連携中枢都市圏の連携協定に基づく人的な支援についても対口支援として体制を整備していくこととする。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、各種災害応援協定

(2) 遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 同時被災リスクの少ない遠方の自治体との「災害時相互応援協定」の締結を活用し、災害時における連携体制の強化を図る。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、各種災害応援協定

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進【施策プログラム】

(1) 非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する町民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。
- 乳幼児・高齢者等の保存食の備蓄を整備する。
- 簡易トイレや災害用のトイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。
- 町内の商工業者と連携した非常用物資の備蓄体制についてを検討していくこととする。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、各種災害応援協定

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化【脆弱性評価】

(1) 実践的な防災訓練等の実施（現状分析）

- 各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制を強化している。
- 職員参集訓練を実施している。
- 自主防災会による地区ごと防災訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高めていく必要がある。

(2) 応急手当、救命処置等の普及啓発（現状分析）

- 事業所や学校等における救命講習を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 町民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備【脆弱性評価】

(1) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備（現状分析）

- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線の整備を行っている。

(2) AED（自動体外式除細動器）の設置促進と設置場所の周知（現状分析）

- 町内の事業者や施設等にAED（自動体外式除細動器）が設置されている。

【今後の検討課題】

- ◎ 地区に設置している屋外スピーカーや各家庭に配布されている防災行政無線の定期的な点検を行っていく必要がある。
- ◎ 防災行政無線の戸別受信機の設置を呼びかける必要がある。
- ◎ AED設置事業所や設置場所を住民に対し周知していく必要がある。
- ◎ AEDアプリの活用を呼びかけていく必要がある。



【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化【施策プログラム】

(1) 実践的な防災訓練等の実施

- 「地域防災計画（防災訓練計画）」に基づく町及び防災会議が実施する訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

(2) 応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、町民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を推進する。
- 自主防災組織における防災リーダー研修に応急手当や救命処置等の講習を含んだ内容の研修を実施検討する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備【施策プログラム】

(1) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 地区に設置している屋外スピーカーや各家庭に配布されている防災行政無線の定期的な点検を行っていくこととする。
- 防災行政無線の戸別受信機が未設置の世帯に対し、設置を呼びかけていくこととする。
- 郡山広域消防組合と救急活動等に係る連携を密にし、必要に応じて初動対応等の訓練等を実施していくこととする。

(2) AEDの設置促進と設置場所の周知

- AEDの導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、住民に対し設置場所をより分かりやすくするためにマップ等を活用し周知していくこととする。
- AEDの設置場所については、町の施設、公共施設、商工会の施設、企業等に表示を行い、町のホームページやSNSでお知らせする。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化【脆弱性評価】

(1) 被災時の医療支援体制の強化（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づく被災時における適切な医療救護活動を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 田村医師会等との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

(2) 町立三春病院の医療の充実（現状分析）

- 業務継続計画（BCP）の策定や大規模自然災害等を想定した訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害対応力の強化が必要である。

【2-3-2】災害時における福祉的支援【脆弱性評価】

(1) 災害時における福祉的支援（現状分析）

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定が進んでいる。
- 福祉施設や作業所等との連携を図り、支援を行える体制を整える。

【今後の検討課題】

- ◎ 個別の避難支援のプランの作成と平時における福祉的支援の担い手を確保する必要がある。

【2-3-3】防疫対策【脆弱性評価】

(1) 防疫対策（現状分析）

- 予防接種：麻しん・風しんワクチン接種を行っている。
- 新型インフルエンザ等感染症対応マニュアルにより対応している。
- 家屋の床上・床下浸水時の消毒作業を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 予防接種の適正な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。
- ◎ 感染症に対応した災害時における避難所の設営マニュアル等の整備が必要である。



【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化【施策プログラム】

(1) 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、田村医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

推進計画・KPI 休日・夜間等診療対策

(2) 町立三春病院の医療の充実

- 一次救急医療の充実などによる良質な医療サービスの提供と、医療従事者の確保や医療機器の更新、施設の維持管理等を計画的に進める。

推進計画・KPI 休日・夜間等診療対策

【2-3-2】災害時における福祉的支援【施策プログラム】

(1) 災害時における福祉的支援

- 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別避難計画）の作成・更新を推進し、避難行動要支援者に対する支援体制を強化する。
- 平時における福祉的支援を支える民生委員の活動支援を行う。

推進計画・KPI 個別避難計画

【2-3-3】防疫対策【施策プログラム】

(1) 防疫対策

- 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。
- 新型インフルエンザ等感染症マニュアルに基づき、情報の収集に努め、住民の感染症対策を図っていくこととする。
- 家屋の床上・床下浸水時における消毒機器の定期的な更新を行っていくこととする。

推進計画・KPI 事業継続計画、防災計画、新型インフルエンザ等感染症対応マニュアル

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化【脆弱性評価】

(1) 災害対策本部訓練の実施（現状分析）

- 災害対策本部の設置時における事後検証を行う必要がある。

【今後の検討課題】

- 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを推進する必要がある。
- 災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。
- 被災者の生活再建に向けたり災証明や被災者台帳の作成、仮設住宅の建設事務手続き等の手順を確立する必要がある。

(2) 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実（現状分析）

- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎を建築している。

【今後の検討課題】

- 庁舎の老朽化の進行と耐震性について、問題点の改善に向けた取組みが必要である。
※新庁舎が令和3年3月完成予定。

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備【脆弱性評価】

(1) 災害時における業務継続体制の整備（現状分析）

- 業務継続計画（BCP）を策定している。

【今後の検討課題】

- 業務継続計画に即した行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
- 災害時における業務継続体制の確立が必要である。

(2) ICT部門における業務継続体制の整備（現状分析）

- バックアップデータの庁舎での保存、庁舎とデータセンター間のネットワークの二重化を行っている。

【今後の検討課題】

- 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組みが必要である。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備【脆弱性評価】

(1) 広域応援・受援体制の整備（現状分析）

- 広域応援に関する自治体間相互の協定を締結している。

【今後の検討課題】

- 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。



【3-1-1】災害対策本部機能等の強化【施策プログラム】

(1) 災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能を高める。
- 現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

(2) 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- 災害復旧の拠点となる調査の整備に向けた取組みを推進する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備【施策プログラム】

(1) 災害時における業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。

推進計画・KPI 三春町業務継続計画

(2) ICT部門における業務継続体制の整備

- 新庁舎の建設に合わせ、ネットワークや機器の配置状況に応じたICT部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における業務継続体制を確保する。

推進計画・KPI 三春町業務継続計画

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備【施策プログラム】

(1) 広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けられる体制を整備する。

4 情報通信機能の確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【4-1-1】防災拠点施設の機能確保【脆弱性評価】

(1) 防災拠点施設の機能確保（現状分析）

- 防災拠点施設である庁舎の情報通信、非常用発電設備等の定期点検や保守管理を行っている。
- 学校施設においても、防災拠点施設である庁舎との連絡体制等を行うための情報通信、非常用発電設備等の確保が必要である。

【今後の検討課題】

- ◎ 定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む必要がある。

【4-1-2】情報システムの業務継続体制の強化【脆弱性評価】

(1) 情報システムの業務継続計画（現状分析）

- 重要業務に係る情報システムの強化に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、業務継続の体制強化を推進する必要がある。



【4-1-1】防災拠点施設の機能確保【施策プログラム】

(1) 防災拠点施設の機能確保

- 定期点検や保守点検を適切に継続し、防災拠点施設としての機能を常時確保に取り組み、防災拠点施設としての機能を向上させる。

推進計画・KPI	役場庁舎建設事業
----------	----------

【4-1-2】情報システムの業務継続体制の強化【施策プログラム】

(1) 情報システムの業務継続計画

- 障害発生によって甚大な影響を受けた場合や老朽化した機器の更新等に対応した、業務継続の体制を整える。

推進計画・KPI	e-みはるづくり情報化プラン
----------	----------------

4 情報通信機能の確保

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に

【4-2-1】住民等への情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

(1) 住民等への情報伝達体制の強化（現状分析）

- 防災無線の戸別受信機等を整備している。
- 自治体公式LINEなどのSNSを活用し情報発信を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 情報収集を行いメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る必要がある。



【4-2-1】住民等への情報伝達体制の強化【施策プログラム】

(1) 住民等への情報伝達体制の強化

- 情報収集を行い防災無線の戸別受信機やメール、SNS、ホームページなど、様々な手段により情報取得ができる体制を整える。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、e-みはるづくり情報化プラン

4 情報通信機能の確保

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・

【4-3-1】情報収集の手段や避難体制の強化【脆弱性評価】

(1) 情報収集の手段や避難体制の強化（現状分析）

- 多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達を多様な情報手段を使って行っていく必要がある。



【4-3-1】情報収集の手段や避難体制の強化【施策プログラム】

(1) 情報収集の手段や避難体制の強化

- 災害発生時の際、災害現場での被害状況や住民避難に関する災害関連情報の伝達・収集の体制を強化する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、e-みはるづくり情報化プラン

5 経済活動の維持

5-1 物流機能等の大幅な低下

【5-1-1】流通拠点の機能強化【脆弱性評価】

(1) 流通拠点の機能強化（現状分析）

- 生鮮食料品を町民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラ機能の整備について検討をしている。

【今後の検討課題】

- ◎ 町内の事業所の機能維持が必要である。
- ◎ 災害時において円滑に物資を輸送する体制を整備する必要がある。



【5-1-1】流通拠点の機能強化【施策プログラム】

(1) 流通拠点の機能強化

- 災害時に食料の安定的な供給を早期回復させるため、町内商工会等と連携協定等を活用した物流体制の強化を図る。
- 災害時における町内事業所の機能維持を図るため、被害状況の迅速な把握と復旧に向けた支援体制の強化を図る。
- 関係機関と連携し、広域的な物流を支える国県町道及び高速道路の維持により、災害時における円滑な物資輸送体制を確保する。

6 ライフラインの確保

6-1 エネルギー供給の停止

【6-1-1】再生可能エネルギー等の導入拡大【脆弱性評価】

(1) 再生可能エネルギー等の導入拡大（現状分析）

- 太陽光発電システムの導入に対する町の補助金については、所期の目的を達成したため、令和元年度で終了している。
- 地域防災拠点として、公共施設等（交流館まほら、町民体育館、沢石小学校、中郷小学校、岩江中学校）に太陽光発電を導入している。

【今後の検討課題】

- ◎ 再生可能エネルギーのほか、災害時に使用可能なエネルギーシステムの普及が必要である。

【6-1-2】電力基盤の整備【脆弱性評価】

(1) 電力基盤等の整備（現状分析）【民間】

- 送電線の保守による停電事故の未然防止と迅速な復旧を行う必要がある。

【今後の検討課題】

- ◎ 障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、業務継続の体制強化を推進する必要がある。

(2) 停電時におけるバックアップ体制の構築（現状分析）

- 庁舎等の防災拠点や指定避難所における非常用電源設備の導入を検討している。

【今後の検討課題】

- ◎ 庁舎や指定避難所などの防災拠点における停電時の電源対策が必要である。停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

(3) 省エネ・ピークカットの推進（現状分析）

- 三春町地球温暖化対策実行計画を推進している。
- 公共施設等における省エネルギー化を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

【6-1-3】石油燃料等供給の確保【脆弱性評価】

(1) 石油燃料等供給の確保（現状分析）

- 「災害時における石油燃料等の供給に関する協定」の締結

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時であっても住民生活が停滞することのないよう、石油燃料等を確保する体制体制を構築する必要がある。



【6-1-1】再生可能エネルギー等の導入拡大【施策プログラム】

（1）再生可能エネルギー等の導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大、県の補助金等による家庭での太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を引き続き推進する。
- 災害時も供給可能なエネルギーシステム（電気自動車、蓄電池、V2H等）の家庭での導入推進を図るための支援策を講じる。

推進計画・KPI	三春町長期計画
----------	---------

【6-1-2】電力基盤の整備【施策プログラム】

（1）電力基盤等の整備【民間】

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。
- 災害時も含めた電力の安定供給の確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。
- 平時からの送電線等の状況に係る情報を提供することで、停電事故の未然防止を図る。

（2）停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完する地区集会所の電源対策として、発電機等の配備を推進する。
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により「自助」の取り組みを推進する。
- 災害時における町民の情報入手手段確保のため、携帯端末等の充電サービスを実施する。
- 災害時の機動力の確保と電源対策のため、公用自動車への電気自動車等の導入を検討する。

（3）省エネ・ピークカットの推進

- 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネやピークカットの取り組みを推進する。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画、三春町地球温暖化対策実行計画
----------	--------------------------

【6-1-3】石油燃料等供給の確保【施策プログラム】

（1）石油燃料等供給の確保

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や福島県、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。

6 ライフラインの確保

6-2 食料の安定供給の停滞

【6-2-1】食料生産基盤の整備【脆弱性評価】

(1) 農業の担い手の育成・確保（現状分析）

- 就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取り組みを行っている。
- 農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取り組みを行っている。
- 農協等の関係団体と連携し、集落を基盤に農業経営の共同化・組織化を促進している。
- 遊休化した農地を有効利用するため、担い手への農地の利用集積を推進し、企業や他市町からの農業参入者に対しても支援を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、担い手の育成・確保が必要である。

(2) 農業生産基盤の整備（現状分析）

- 国や福島県の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施している。
- 農地や農業用施設の維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
- ◎ 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になることが懸念される。

【6-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大【脆弱性評価】

(1) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大（現状分析）

- 関係機関・団体と協力し、安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

【6-2-3】農産物の産地備蓄の推進【脆弱性評価】

(1) 農産物の産地備蓄の推進（現状分析）

- 食糧備蓄を検討している。

【今後の検討課題】

- ◎ 食料の安定供給に向けた関係団体による協力体制の整備が必要である。



【6-2-1】食料生産基盤の整備【施策プログラム】

（1）農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者など、多様な担い手の育成と確保を図る。

推進計画・KPI

三春町長期計画、集落営農推進事業、施設園芸促進事業、農地中間管理機構事業、農業振興コーディネーター育成

（2）農業生産基盤の整備

- 農地、農業用施設の計画的な更新などの取組みを行う。
- 中山間地域等直接支払、多面的機能支払制度の取組みを推進し、農地や農業用施設の維持保全、遊休農地の発生防止に努める。

推進計画・KPI

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業

【6-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大【施策プログラム】

（1）地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 農業を軸とした「農」「食」「健康」の連動を図るなど町の地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値に向けた戦略的な取組みを推進する。

推進計画・KPI

農産物加工研修、販売等支援

【6-2-3】農産物の産地備蓄の推進【施策プログラム】

（1）農産物の産地備蓄の推進

- 災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との連携による協力体制を整備する。

6 ライフラインの確保

6-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【6-3-1】水道施設等の防災対策【脆弱性評価】

(1) 水道事業の危機管理体制の整備（現状分析）

- 水道施設の危機管理対策マニュアルを作成している。
- 給水タンクの管理をしている。

【今後の検討課題】

- ◎ 危機管理対策マニュアルに基づき訓練の実施を行い、実効性の確保について検証する必要がある。
- ◎ 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

(2) 水道施設等の耐震化、老朽化対策（現状分析）

- 水道施設等の耐震化、老朽化対策として年次計画を作成し推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

【6-3-2】下水道施設等の防災対策【脆弱性評価】

(1) 下水道事業の危機管理体制の整備（現状分析）

- 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を策定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。

(2) 下水道施設の耐震化、老朽化対策（現状分析）

- 下水道管路長寿命化計画を策定し、老朽化した管渠及びマンホールの改築及び維持管理を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進（現状分析）

- 三春町生活排水処理基本計画を策定している。
- 合併処理浄化槽の設置に対する支援を実施している。
- 合併処理浄化槽の整備率28.2%で、残り71.8%の汚水処理状況は単独処理浄化槽・汲取りとなっている。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。



【6-3-1】水道施設等の防災対策【施策プログラム】

(1) 水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理対策マニュアルに基づき、危機管理体制の強化を図る。

推進計画・KPI 三春町長期計画、危機管理対策マニュアル

(2) 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 計画的な施設改修や管路の更新により老朽化対策を推進する。
- 災害時においても安定的な給水を確保するため、水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。

推進計画・KPI 三春町長期計画、危機管理対策マニュアル

【6-3-2】下水道施設等の防災対策【施策プログラム】

(1) 下水道事業の危機管理体制の整備

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画に基づく訓練等の実施により危機管理体制の強化を図る。

推進計画・KPI 三春町長期計画、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）

(2) 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化計画を進めるとともに、適正な維持管理に努める。

推進計画・KPI 三春町長期計画、下水道管路長寿命化計画

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

- 災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。
- 三春町循環型社会形成推進地域計画で合併処理浄化槽の整備率の目標を定め、浄化槽整備を推進する。
- 避難所に指定されているが、未設置である公共施設への合併処理浄化槽設置を推進する。

推進計画・KPI 三春町長期計画、三春町生活排水処理基本計画

6 ライフラインの確保

6-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【6-4-1】交通ネットワークの整備【脆弱性評価】

(1) 幹線道路の整備（現状分析）

- 国道、主要道、町道、生活道路の整備を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

(2) 地域公共交通体系の再構築（現状分析）

- 町営バス路線の見直し、改善等を行っている。
- 地域コミュニティとの協働による地域交通対策を進めている。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- ◎ 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る必要がある。
- ◎ 災害時における運行体制の確保に向けた取組みが必要である。

【6-4-2】道路施設の防災対策等【脆弱性評価】

(1) 道路施設の防災対策（現状分析）

- 国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取組みを行っている。（国）
- 県道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取組みを行っている。（県）
- 町道の整備と適切な維持管理を行っている。
- 町が管理する道路橋80橋のうち耐震補強が必要とされているのは2橋である。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における交通網の確保が必要である。
- ◎ 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

(2) 地下構造物の管理、空洞化対策（現状分析）

- 舗装路面下の空洞化対策（調査）を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- ◎ 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

(3) 街路樹の適切な整備、更新と維持管理（現状分析）

- 老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における交通網の確保が必要である。

【6-4-1】交通ネットワークの整備【施策プログラム】

(1) 幹線道路の整備

- 未整備区域等の整備に向けた取組みを推進する。

推進計画・KPI 三春町長期計画

(2) 地域公共交通体系の再構築

- 交通事業者等と連携しながら、利用ニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保する。
- 地域の拠点や中心市街地へのアクセスを確保するため、地域コミュニティとの協働による新たな交通体系の整備や既存の交通体系の再構築についての検討を進める。
- 災害時における早期の運行再開や代替ルートの設定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

推進計画・KPI 三春町長期計画

【6-4-2】道路施設の防災対策等【施策プログラム】

(1) 道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関との連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚補強や落橋防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う「予防保全型」を基本に、さらに橋の重要度に応じ管理水準を設定した「管理区分型」とすることで、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕にかかるコストの縮減を図る。
- 三春町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁の耐震化に取り組んでいく。

推進計画・KPI 三春町長期計画、橋梁長寿命化修繕計画

(2) 地下構造物の管理、空洞化対策

- 主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進計画・KPI 三春町長期計画

(3) 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進計画・KPI 三春町長期計画

7 二次災害の抑制

7-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【7-1-1】ため池の防災対策【脆弱性評価】

(1) ため池の防災対策（現状分析）

- 防災重点ため池を調査している。
- 防災重点ため池のハザードマップの作成を推進している。
- ため池の耐震対策を検討している。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災重点ため池が決壊した場合の被害想定区域の設定や避難方法等について地域住民に対する情報提供、施設機能の適切な維持・補強が必要である。



【7-1-1】ため池の防災対策【施策プログラム】

(1) ため池の防災対策

- ため池が万が一決壊した場合の備えとして、迅速かつ的確な避難行動ができるよう、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、地域住民への周知の徹底を図る。

推進計画・KPI	ため池ハザードマップ
----------	------------

7 二次災害の抑制

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【7-2-1】森林の整備・保全【脆弱性評価】

（1）森林の整備・保全（現状分析）

- 計画的な森林整備や天然木と造林木と一緒に育成する針広混交林の推進による健全な森づくりを推進している。（国）
- 造林、間伐等の森林整備をしている。

【今後の検討課題】

- 森林が持つ多様な機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

【7-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理【脆弱性評価】

（1）農地・農業水利施設等の保全管理（現状分析）

- 用水路など、農業水利施設等の維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- 関係団体との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。



【7-2-1】 森林の整備・保全【施策プログラム】

(1) 森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの公益的な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進計画・KPI	森林経営管理制度
----------	----------

【7-2-2】 農地・農業水利施設等の保全管理【施策プログラム】

(1) 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地・農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進をする。
- 災害時における農地の被害を低減し農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。

8 迅速な復旧・復興等

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【8-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備【脆弱性評価】

(1) 災害廃棄物の処理体制の整備（現状分析）

- 国の災害廃棄物対策指針
地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を実施する際に参考となる事項を取りまとめた指針が策定されている。
- 町の災害廃棄物処理計画
地域防災計画の資料編として簡易な計画はあるものの、通常の収集運搬・処理業務のほか、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、処理体制をより具体化した災害廃棄物処理計画の策定が必要となっている。
- 災害時発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平時から県及び関係機関との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握する必要がある。

【今後の検討課題】

- ◎ 処理体制をより具体化した町災害廃棄物処理計画の策定に努めるとともに、環境の変化等に応じて計画を適宜見直す必要がある。
- ◎ 大規模自然災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付けごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。



【8-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備【施策プログラム】

(1) 災害廃棄物の処理体制の整備

- 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。
- 県や関係機関との連携を一層強化しつつ、アスベスト使用建築物の所在把握を推進する。

推進計画・KPI 災害廃棄物処理基本計画

8 迅速な復旧・復興等

8-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【8-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携【脆弱性評価】

(1) 建設業者の技術力向上（現状分析）

- 災害応急対策等に関する協定を締結している。
- 災害時における電気設備等の復旧に関する協定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者における技術力のさらなる向上が必要である。
- ◎ 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

【8-2-2】行政職員等の活用促進【脆弱性評価】

(1) 他団体技術職員による応援体制（現状分析）

- 広域応援に関する自治体間相互の協定を締結している。
災害時における相互応援協定（近隣市町村・岩手県一関市・愛知県尾張旭市・愛知県愛西市）

【今後の検討課題】

- ◎ 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

(2) 災害時におけるボランティアの活用体制の整備（現状分析）

- 災害ボランティアの受入れ体制を構築している。
- 資機材の備蓄や研修・訓練等の実施が必要である。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア受付や活用体制を円滑に進める必要がある。

(3) 民間企業等との連携体制の整備（現状分析）

- 民間企業等との資機材の提供等に関する各種協定の締結を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。



【8-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携【施策プログラム】

（1）建設業者の技術力向上

- インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者の技術力向上の取組みに対する支援を実施する。
- 建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における町所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

推進計画・KPI 災害廃棄物処理基本計画

【8-2-2】行政職員等の活用促進【施策プログラム】

（1）他団体技術職員による応援体制

- 災害時における職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。
- こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援に係る体制の整備を進める。

（2）災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用を推進をする。

（3）民間企業等との連携体制の整備

- 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

8 迅速な復旧・復興等

8-3 貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失

【8-3-1】歴史・文化・伝統の保存【脆弱性評価】

(1) 歴史・文化・伝統の保存（現状分析）

- 歴史・文化・伝統芸能については、地域ごと・町全体として長年継承されてきたものであり、今後も保存や後世へ継承する必要がある。
- 個性豊かなまちづくりに活用することも求められる。

【今後の検討課題】

- ◎ 文化財の魅力を後世に残すため保護保全に努め、災害等での地元のコミュニティの崩壊により衰退しない強化体制が必要である。
- ◎ 建築物等については、耐震補強等を施す必要がある。

【8-3-1】歴史・文化・伝統の保存【施策プログラム】

(1) 歴史・文化・伝統の保存

- 災害時にコミュニティがまとまって、行動できるための防災力を向上できるような体制を整備する。
- 地域固有の価値を有する貴重な文化財を、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用するため、利用者の安全や防災面に配慮して、環境整備を進める。

推進計画・KPI

文化財調査、保護事業、歴史民俗資料館企画展示事業
伝統芸能継承団体の支援

第5章 計画の推進管理

1 計画推進にあたっての留意事項

(1) 町民や企業との連携

大規模自然災害における対応は、行政による取組みだけではなく、自身や家族を守る「自助」や、地域・企業における「共助」の取組みが重要な役割を果たすことから、町の強靱化にあたっては、町民、企業との連携と協働により本計画を推進する。

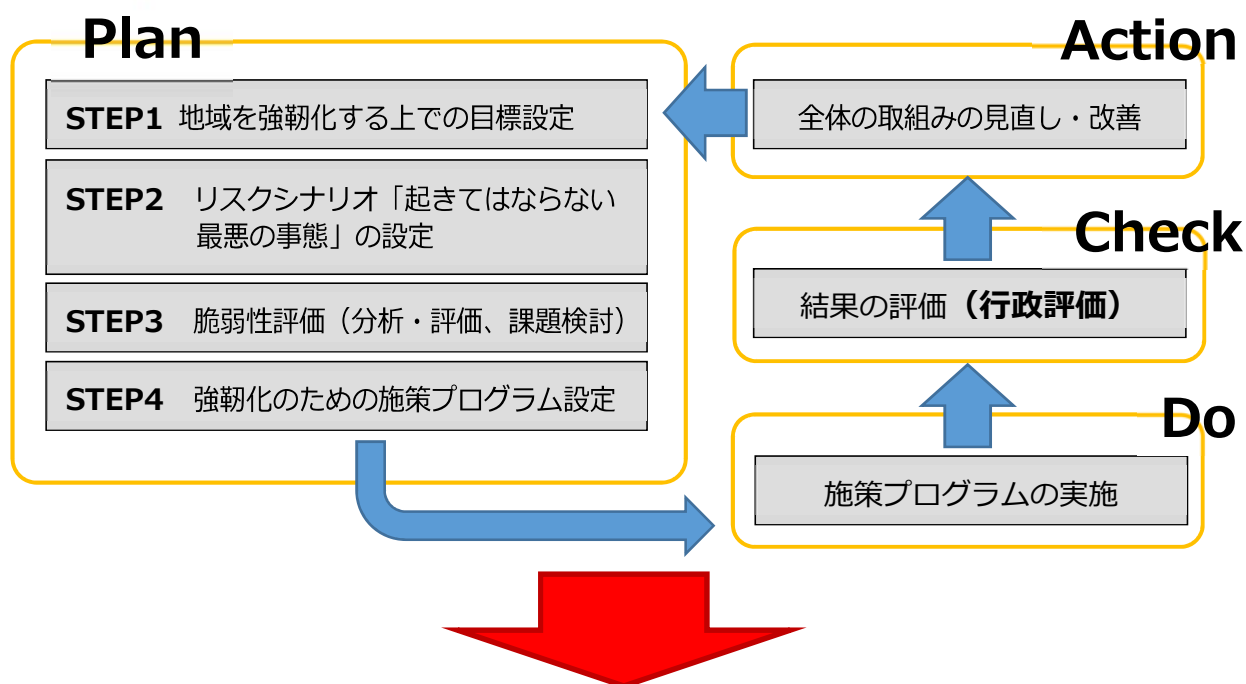
(2) 地域間の連携

大規模自然災害における住民の避難、物資の供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、他の地域との連携が不可欠であり、地域間における連携体制の構築や、それを支える交通ネットワークの整備・維持など、ハード及びソフト施策の両面から対策を講じるものとする。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合に随時見直しを行い、本計画に反映させていくものとする。

【計画の進行管理】



国土強靱化計画基本目標の達成

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
4. 迅速な復旧・復興を図ること

三春町国土強靱化地域計画推進会議

- 事務局：三春町総務課 自治防災グループ
- 〒963-7759 福島県田村郡三春町字大町1番地の2
TEL：0247-62-1114 FAX：0247-61-1110
E-mail：jichibousai@town.miharu.lg.jp

～ 三春町国土強靱化地域計画基本目標 ～

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
4. 迅速な復旧・復興を図ること

